

[別紙 1]

随意契約理由書

件名	苅藻島クリーンセンター クレーン設備定期点検整備
契約の相手方	JFE プラントエンジニア株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>当センターは、収集運搬された廃棄物を一時貯留し、市内 3 か所で焼却業務を担当するクリーンセンターへと、その廃棄物を中継する施設である。クレーン設備は中継業務の要として連日フル稼働する重要な設備で、健全な状態を常に維持する必要がある設備である。</p> <p>また本市が策定する中継業務計画及びクレーン運転計画に支障の無いよう、設備仕様を詳細に把握し点検整備を実施する必要もあり、一方でクレーン設備については、労働安全衛生法及びクレーン等安全衛生規則第 34 条に従い、年次点検整備を短期間のうちに実施する必要もある。</p> <p>本請負人は、当該クレーン設備の設計、製作及び据付を行ったメーカーであるため、その構造等について十分に熟知しており、技術的な検討に対しても即時対応でき、かつ安全・迅速に施行することが出来る唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、上記業者を随意契約の相手方として選定する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課苅藻島クリーンセンター (電話番号 078-652-3398)